

県南広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年4月3日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 一関市中央町二丁目35番2地先から宮前町2番11地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月3日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - (2) 期間 平成30年4月3日から同年5月7日まで